

平成30年度定期監査（上期）結果

- 1 **実施期間** 平成30年5月11日から6月27日まで
- 2 **対象とした
事項及び範囲** 平成29年度 一般会計及び特別会計の歳入歳出予算執行状況について（平成30年3月31日現在）
- 3 **対象部課名** 《企画部》企画課、秘書課、ブランド戦略課
《市民活動部》協働推進課、生涯学習課、スポーツ推進課
《市民保健部》市民課、火葬場建設推進室、健康推進課、医療課
《海外戦略部》海外戦略課
《水道部》下水道課
《朝日支所》《高根支所》《国府支所》《上宝支所》

4 着 眼 点

一般会計及び特別会計の歳入歳出予算執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・ 正確性：財務関係書類等の正確性の検証
- ・ 適法性：法令・規則等に準じた事務処理がされているか
- ・ 計画性：予算の執行は計画的に行われているか
- ・ 調達（契約）の方法などが適正か
- ・ 効率性：事業運営が費用・労務を最少限とする手法か
- ・ 有効性：事業運営の結果が、所期の目標を達成しているか、また、効果をあげているか

5 監査の方法

対象課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、対象課の説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務事業の執行状況は全般にわたり概ね適切であった。

なお、監査の過程での軽微な事項については、口頭で指示をしたが、特に次の諸点については検討されたい。

（1）委員会等の開催について

市では、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、各委員会等を設置している。

委員報酬の予算執行率が低い委員会等について開催状況を調査したとこ

ろ、出席率の低調な委員会等（高山市総合計画審議会 委員25名 年1回開催 9名欠席 出席率64% ほか）が散見された。

市政に対する市民の声を幅広く聞き、意見を反映させるための重要な委員会等であることから、出席率向上に努められたい。

（2）医薬品衛生材料の管理について

休日診療所においては、「高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例施行規則」第5条（帳簿及び書類）で医薬品、衛生材料受払簿を備えなければならないと定めているが、この受払簿が作成されていなかった。

規則に基づいた取扱いを検討されたい。